

一、次々年が即ち一九二六年内に於て支那の交通者、  
地べ例へば上海の如き一に於て亞細亞諸國の労働団体  
の代表者を集つて、東亞労働組合會議を開催するこ  
と、而して右會議開催の運びを存すために必不ランセリ  
タリ一として日本労働代表鈴木文治氏を推薦す」と云ふ  
非正式の覚書を交換するに至つたのであり

其れ故に我が總同盟は大會の否を以てアジア労働組  
合會議開催を決議し其の實現のために努力せんとす  
のべあり

#### 四、會則改正の件

(一) 會則第七條に本同盟加盟の各同一産業別組合は會長  
の承認を得て全國的聯合又は合同組織を率を得とあり

を中央委員會の承認を得て改正する事

(二) 會則第十九條に本總同盟は左の役員を置く

會長一名、主事一名、會計一名、中央委員若干名、各部委員若干名とあり  
但し常任中央委員若干名を置く事を得と付加へること

#### 五、労働立法に関する件

(一) 労働組合法案

今回の内務省案は地方長官の監督権限其他に就き  
若干の缺點はあつても從來政府の發表したる法案として、  
最も進歩的のものであり我等は我等の立場より之に修正を加  
へ以て極力之を以て次の議會を通過せしめんことを期す

(二) 労働争議調停法案

我等は本案に反対す我等は政府の強制調停を排す事